

2025年1月1日～2025年12月31日に有効な最低賃金（時給）

New York City

大企業（従業員数 11 名以上）

最低賃金 **16.50** ドル

40 時間を超えた場合の残業代 24.75 ドル

チップ労働者 **16.50** ドル

40 時間を超えた場合の残業代 24.75 ドル

小規模事業者（従業員 10 人以下）

最低賃金 **16.50** ドル

40 時間を超えた場合の残業代 24.75 ドル

チップ労働者 **16.50** ドル

40 時間を超えた場合の残業代 24.75 ドル

Long Island および
Westchester County最低賃金 **16.50** ドル

40 時間を超えた場合の残業代 24.75 ドル

チップ労働者 **16.50** ドル

40 時間を超えた場合の残業代 24.75 ドル

New York State
の残部最低賃金 **15.50** ドル

40 時間を超えた場合の残業代 23.25 ドル

チップ労働者 **15.50** ドル

40 時間を超えた場合の残業代 23.25 ドル

ご質問、詳細、または苦情に関しては、www.labor.ny.gov/minimumwage にアクセスするか、こちらの電話番号まで電話でお問い合わせください。 **1-888-469-7365.**

上述の最低賃金よりも給与が下回る要因となる税金控除と手当。

- チップ – 2020年12月31日より、雇用主は適用される最低賃金を全額支払わなければならない、チップ控除は一切できません。
- 食事と宿泊 – 雇用主は、他に何も請求しない限り、あなたに支払う賃金から、提供する食事や宿泊に対して、限定された額を請求することができます。金額や要件は、賃金命令と概要で定められており、オンラインで閲覧することができます。

上述の最低賃金に加えられる追加の給与：

- 残業 – 週 40 時間（住宅勤務の場合は 44 時間）を超える労働時間に対して、通常の賃金の 1.5 倍（上述の金額を下回らない）が支払われます。
例外：有給の専門職か、週給が最低賃金率の 75 倍以上の役員と管理職の場合は、残業代は支払われません。
- コールイン・ペイ – 雇用主の都合で早上がりさせられた場合は、その日の最低賃金額の時間外手当を受け取ることができます。
- 就業時間（休憩時間を含む） – 就業時間が 10 時間を超える場合、日当に割増賃金を請求できます。一日当たりの割増賃金は、最低賃金の 1 時間分の賃金に相当します。
- ユニフォームのメンテナンス – 自分でユニフォームをクリーニングした場合、週給に割増額を加算できます。週当たりの加算額は、オンラインでご確認いただけます。